

平成19年8月31日

日本政府

「援助効果向上のための我が国の行動計画」の実施状況表

わが国は、2005年2月28日～3月2日まで開催されたパリ援助効果向上ハイレベルフォーラム（パリHLF）において、「援助効果向上のためのわが国の行動計画」を発表した。

パリ宣言の原則とそこで合意されたパートナーシップコミットメントに基づいて援助効果向上のための取組を進めるため、これまで、わが国は右行動計画の実施に取り組んでいる。この実施状況表は、右行動計画に基づき、取組の進捗状況を取り纏めたものである。

全般的な評価

多くのパートナー国においてパリ宣言に基づく援助効果向上の取組が進められており、我が国も他ドナーと協調の下、セクターワイド・アプローチや調和化の枠組み文書等へ参加する事例が多くなっている。地域的にもアジアにおいてカンボジア、ラオス等でもパリ宣言を現地化した援助効果向上に関する枠組み文書が採択されるなどの広がりを見せており、我が国もDFID、世銀、アジア開発銀行と共催で援助効果向上に関するアジア地域フォーラムを開催するなど、パリ宣言の実施促進に貢献してきた。

国内的な取組

ODA実施体制改革の一環として外務省が担うODAの企画立案機能を強化するため抜本的な体制強化を行い、国際協力局が新設された。また、我が国ODAの戦略性を高め、より効率的な実施を図るため、内閣に海外経済協力会議が設置され、内閣総理大臣の議長の下、ODAに関する重要事項を機動的かつ実質的に審議する体制を構築した。2008年にJICAとJBICが統合することとなり、新JICAは、技術協力、無償資金協力、有償資金協力の3つの援助手法を一体的に実施することとなる。これにより、案件形成・実施の段階で援助手法間の連携や手続きの合理化が更に促進され、より効果的・効率的な援助を実施することを目指している。

国際レベルの取組

パリ宣言のフォローアップ作業に積極的に関与している。例えば、国際レベルの活動として以下があげられる。

1. DAC 援助効果作業部会への積極的な関与や、DAC ガバナンスネットワーク及び能力開発のためのラーニング・ネットワーク（LENCOD：Learning Network on Capacity Development）を中心とした能力開発に関する取組への関与。
2. 2006年10月にパリ宣言の実施促進を目的としたアジア地域フォーラムをマニラで共催。また、同会合フォローアップをフォーラムを共催したDFID、世銀、アジア開発銀行とともに実施予定。
3. アフリカ戦略パートナーシップ会合（SPA：Strategic Partnership with Africa）への積極的な関与。
4. 2008年ガーナ・ハイレベルフォーラムのステアリングコミッティーのメンバーとして、アジェンダ設定を含め会合準備に貢献している。

各パートナー国レベルの取組

具体的には以下のとおり。

I. 国家開発戦略への整合性（アラインメント）向上

具体的措置1：プログラム・アプローチ（PBAs：Program-based approaches）のより一層の強化。	
<p>（1）援助協調重点国において、アップストリームの分析作業に積極的に参加する。また、現地の他ドナー国及び国際機関と十分協議した上で、わが国の比較優位が認められ支援が出来るセクターを選択し、PBAsへの関与をより一層強化していく。PBAsにおいては、パートナー国のオーナーシップ・リーダーシップ発揮を支援する。</p>	<p>（1）アップストリームの分析作業</p> <p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none">• インドネシア（世銀の調達アセスメント報告（CPAR）作業の共同実施）• バングラデシュ（国別援助計画策定作業に併せて世銀・ADB・DFIDと共同で国別援助戦略マトリックスを作成）• タンザニア（貧困削減戦略モニタリング・システムに対し、プール・ファンドへのノンプロ無償による財政支援を実施）• エチオピア（エチオピア版 PRSP（PASDEP）の共同分析作業及び世銀を中心とするドナーによる公共財政管理能力分析に参加）• ホンジュラス（06年DACパリ宣言モニタリング調査において、援助調和化分科会コーディネーターとしてホ国政府を支援。）• ボリビア（世銀国別社会分析への日・英・独・スウェーデンの参画。） <p>（2）PBAsの枠組みの下、以下の事例を中心に被援助国のセクター開発戦略に沿って、プログラム化された支援を計画、実施している。</p> <p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none">• バングラデシュ（初等教育、保健）• カンボジア（教育、保健、公共財政管理、地雷除去）• インドネシア（投資環境整備）• ラオス（ケシ栽培撲滅後の代替生計支援、不発弾処理、保健）• ネパール（初等教育）• フィリピン（電力）• 東チモール（交通分野のセクター投資計画、計画・財政管理）• ベトナム（PRSC）• イエメン（水分野・戦略投資計画）• エチオピア（教育、保健）• ニジェール（初等教育）• タンザニア（PRBS及びPRSC、農業セクター開発計画、貧困削減モニタリング・シ

	<p>システム、公共財政管理改革プログラム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ウガンダ（教育、保健、道路、農村電化） ● ザンビア（地方分権化） ● ルワンダ（教育） ● ケニア（教育、水） ● ガーナ（民間セクター開発） ● ボリビア（教育、保健、水、統計） ● ホンジュラス（初等教育：EFA-FTI、シャーガス病） ● ニカラグア（教育、農業） <p>（３）国別援助計画の策定・改定作業を通じて、当該パートナー国に対する我が国 ODA の「選択と集中」を進める方向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バングラデシュ（世銀、ADB、DFID、日本の４ドナーで PRSP 支援のための共通支援戦略及びアウトカム・マトリックスを作成。） ● ベトナム（ベトナム政府のパフォーマンス評価に基づいて対越援助規模を検討するメカニズム導入、サブセクターレベルで優先順位を明示。） ● ガーナ（優先協力事項の設定）
<p>（２）関係するドナーが途上国政府と結ぶ共同文書（Joint arrangements such as Declaration and the memorandum of understanding）は、法的拘束力をもたないなどの柔軟性をもつ限り、PBAs 実施のための有効な枠組みとなりうる。右文書への署名に向けて、前向きに対応する。</p>	<p>共同文書が法的拘束力をもたない限り、前向きに署名或いはエンドースしている。</p> <p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア（援助効果向上に関するカンボジア宣言） ● ラオス（援助効果向上に関するビエンチャン宣言） ● ベトナム（援助効果向上に関するハノイ・コア・ステートメント） ● ネパール（ドナー協調の枠組みに関する行動規範） ● イエメン（援助協調に関する包括的な声明） ● ウガンダ（パートナーシップ原則） ● ザンビア（調和化、Joint Assistance Strategy for Zambia） ● ガーナ（調和化・援助効果向上に関する共同文書、Joint Assistance Strategy、日当・宿泊費に係るドナー共同文書、調査団派遣禁止期間の設定に係るドナー共同文書、保健 Aide Memoire、HIV/AIDS Aide Memoire） ● タンザニア（タンザニア共同支援戦略覚書：Joint Assistance Strategy for Tanzania Memorandum of Understanding） ● ボリビア（パリ HLF を受けた調和化・アラインメントに関する合意文書）

<p>(3) 援助ニーズにあわせて、様々な援助モダリティを柔軟に適用していくことによって、より高い援助効果の発現を図る（ドナー・ドナー間で補完性ととも、わが国 ODA における借款と無償援助、技協との有機的連携による援助効果向上、プロジェクト型援助とノン・プロジェクト型援助の連携を含む）。</p>	<p>(1) JICA と JBIC を 2008 年 10 月に統合することを決定した。これにより、技術協力、無償資金協力の大部分、有償資金協力の実施機関が新 JICA に一本化されることとなり、各援助スキームの連携と相乗効果を更に向上することを目指している。</p> <p>(2) 援助モダリティの種類を拡充している。これまでに、ノンプロ無償及び円借款でタンザニアに、PRSC(0)の協調融資でベトナムとラオスに、DPL でインドネシアに財政支援を行うなど、財政支援による援助を増加してきた。また、2007 年度より、財政支援のための貧困削減戦略支援無償を新たに導入。また、タンザニアでは、ノンプロ無償で貧困モニタリング・プール・ファンドへ、KR 見返り資金で農業セクター開発計画バスケット・ファンド及び公共財政管理改革プログラム・バスケット・ファンドへ資金協力をする財政支援を実施してきている。</p> <p>(3) 一部の国において、試行的な国別ローリングプラン策定作業を進め、わが国 ODA における借款と無償援助、技協との有機的連携による援助効果向上、プロジェクト型援助とノン・プロジェクト型援助（注：財政支援等）の連携を強化している。</p> <p>【ローリングプラン策定国（策定中の国を含む）】 バングラデシュ、ベトナム、カンボジア、インド、モンゴル、スリランカ、エジプト、サウジアラビア、エチオピア、ガーナ、マダガスカル、ルワンダ、タンザニア、ザンビア、ボリビア、ペルー</p> <p>(4) プロジェクト型支援と財政支援の連携 ウガンダ：公共財政管理改革プログラムのもと、会計検査院支援のための技術協力を実施し、ODA の約 5 割を占める財政支援等のアカウンタビリティの強化に貢献。</p> <p>(5) ドナー・ドナー間の補完性の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モザンビーク「モンテプエス-リシंगा間道路計画」（アフリカ開発銀行との協調融資であるとともに、他区間で SIDA が無償資金協力による協力を実施） ・ ガーナ（シアバター産業支援では、国連機関との連携により、相乗効果の発現を図っている）。
<p>(4) PBAs の計画立案・実施プロセスで行われる、パートナー国・ドナーによる様々な共同作業（joint diagnostic work, joint review, joint mission 等）に積極的に参加する。</p>	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア：世銀の調達アセスメント報告（CPAR）作業の共同実施、ジョグジャカルタ・中部ジャワ地震ダメージアセスメントの共同実施（UN, ADB, WB 等） ・ ラオス：国家森林戦略の策定・実施支援にかかる技術協力を Sida と共同実施。

- バングラデシュ：民間セクター開発支援プロジェクト（PSDSP）の合同ミッションに参加（世銀、DFID、EU、CIDA、日本）。世銀、ADB、DFID、日本で PRS 支援のための共通援助戦略マトリクスを作成。
- カンボジア：インフラ及びジェンダー分野別作業部会のドナー側議長として、CG 会合の共同モニタリング指標達成にかかる作業をリードしている。また、2006～2010 年国家開発計画を元に作成される農業・水分野戦略の策定に参加。
- ネパール：ネパール政府・主要ドナーでネパール 5 年計画（PRSP）の作成・レビュー・モニター、中期公共支出枠組み（MTEF）の検討、IAP の作成・レビューを実施中。
- スリランカ：スリランカ政府の「10 年開発計画 2006-2016」の策定作業に対して、農業（畜産）、保健医療、教育等のセクターを中心に協力。また、USAID とコモン・アジェンダ（人権、ガバナンス分野等）を設定して相互補完的な協力につき検討を開始した。
- パキスタン：地震災害支援のためのニーズアセスメント調査に、国連機関、世銀、ADB とともに参加。
- フィリピン：世銀・ADB・日本で電力セクター合同ミッションを派遣。
- ザンビア：地方分権化分野において、世銀、独と共に 3 つのリードドナーの 1 つとして、合同調査やザンビア政府との政策対話等を、他の援助機関と共同実施。
- タンザニア：農業セクター開発計画（ASDP）バスケット・ファンド立ち上げにかかる政府・ドナー合同事前評価に参加（デンマーク、DFID、EU、FAO、IFAD、アイルランド、日本（JICA）、世銀及びタンザニア政府）。
- ウガンダ：公共財政管理評価枠組として国際的に広く使われるドナー共同の PEFA の指標による PEFA Joint Diagnostic Work に参加
- エチオピア：世銀が実施する PBS (Protection of Basic Service) や、JBAR (Joint Budget and Aid Review) に参加。
- ホンジュラス：セクター 3 者会合（ホ国政府、市民団体、ドナーの間の会合）のうち、保健、教育、中小企業の 3 セクターで技術委員を務めるとともに、水・基礎衛生セクターのドナー側コーディネーター、中小企業セクターの副コーディネーターを務め、PBAs の適切な適用推進に向け、主要なセクター会合運営方針に重要な役割を担う。PBAs の適切な適用推進に向け、セクター政策・施策の適正化に向けた助言を提供中。なお、教育分野では他ドナーとともにホ国政府との EFA 年次合同評価に参加。

	<ul style="list-style-type: none"> ● ボリビア：教育セクター共同 PO モニタリング・評価、統計セクター共同 PO モニタリング、世銀ボリビア貧困評価等の世銀各種調査結果の情報普及における協働 ● グアテマラ：治安セクタードナー会合への参加を通じて、1月に UNDP・GTZ・USAID・JICA で広域地域警察セミナーを共催。教育セクターネットワーク（相手国政府、NGO、ドナー）での共同作業に参画中。 ● ニカラグア：農村生産セクタープログラムの行動規範作成に積極的に介入、年間行動計画の見直し作業に関与。
<p>(5) 我が国の国別援助計画や各種協議等のプロセス及び結果の共有を進めていく。</p>	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バングラデシュ：世銀、ADB、DFID、日本が PRS 支援のために共同で作成した共通援助戦略マトリクスについては、現地ドナー調整グループ（LCG）を通じて他ドナーにも参加を呼びかけている。 ● ラオス：毎年「日本 ODA セミナー」を開催し、現地ドナー及びラオス関係省庁に対し我が国の援助重点分野と援助計画を説明。 ● パキスタン：国別援助計画策定後にワークショップを開催し、当地ドナー諸国への周知を実施。 ● ザンビア：2004 年の日本・ザンビアの二国間ベースの政策協議にて合意した Strategy Paper 等を関係ドナーと共有。 ● ホンジュラス：教育、保健、水・基礎衛生、地方分権化、中小企業等の現地援助コミュニティのセクター会合等を通じて、我が国の援助動向等についての情報を共有。 ● ニカラグア：2006 年より我が国はドナー・グローバル・テーブルのカルテット（スウェーデン、カナダ、EU、日本）の一員として、ドナーコミュニティの情報の共有、意思の疎通、共通意見の形成の促進に努めている。また、教育、保健、農村生産セクターのセクター・テーブル会議に参加し、常時我が国の援助計画、プロセス等に関する情報を共有。

II. 能力開発

具体的措置 2	
<p>開発援助の各段階（国・セクター分析、援助戦略の立案、プロジェクト事前準備、実施、モニタリング評価の各段階）において能力開発をより一層主流化する。</p>	<p>我が国は、能力開発をパートナー国のオーナーシップの強化及び開発成果の達成のための最重要課題の一つと考え、支援を実施している。より効果的な能力開発を行っていくための主な取組は以下の通り。</p> <p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外務省委嘱調査「Voice of the Partner: Making Capacity Development more Effective」 • JICA：能力開発ハンドブック作成及び調査研究。JICA 専門家派遣前研修。 • カンボジア：効果的な技術協力に関する現状調査をフランスと連携して実施中。 • ベトナム：越政府のODA 運営管理能力を向上させるためのCCBP（包括的能力構築プログラム）を他ドナーと協力して形成・実施。また ODA 運営管理にかかる技術協力として、IT 活用による業務効率化、プロジェクト計画立案能力向上、ODA 手続き普及を支援中。
具体的措置 3	
<p>途上国の能力開発ニーズの現状診断を支援する。</p>	<p>基本的に分野ごとに能力開発ニーズを支援している。</p> <p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • DAC/EVALUNET のタスクメンバーとして、評価能力強化に関するマッピング調査の実施。 • ザンビア：地方分権化に向け地方行政の能力・課題に関する現状調査を実施。また、質の高い保健医療サービスの提供能力向上のため、保健施設センサスを実施し、全国の第一次、第一次以下の保健医療施設のサービス内容・インフラ・機材・スタッフの現状調査を実施。 • ホンジュラス：進行中の地方分権化支援プログラムを通じて、市町村政府の能力開発ニーズを調査し、関係するホ国政府機関に情報共有を促進中。 • ボリビア：中小零細企業振興の分野でニーズ調査を実施し、その結果に基づき技術支援を実施 • ニカラグア：国内援助協調ファシリテーター（EU、UNDP、オランダ、日本）の一員としてニカラグア援助協調行動計画を作成し、右計画の実施に必要な能力開発

	の特定及び同計画の進捗状況モニタリング方法の制定作業に参加。2005年、現地援助関係調査委嘱により、同行動計画の実施に必要な条件・能力に関する調査を実施し、成果をニカラグア政府へ報告。
具体的措置 4	
有効な場合、南々協力及び地域協力を推進する。非DAC諸国との対話継続に努める。(アジアの経験をアフリカの発展に生かすための南々協力支援、新興ドナーが援助規律を遵守し、DAC加盟ドナーと協調して開発協力を行っていくための支援等)。	<p>南南協力: ASEAN地域において南南協力を促進するメカニズム(JICA-ASEAN Regional Cooperation Mechanism)を構築し、域内の南南協力を支援している。また、タイ、シンガポール、ブラジル等の新興ドナー12ヶ国とパートナーシッププログラムを締結し、これらの国が技術協力を実施する際の経費及びノウハウを支援している。</p> <p>非DAC諸国との対話: DACにおいて非DAC諸国との対話促進のため、諸活動を実施。</p> <p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ザンビア: TICAD アジア・アフリカ協力の下で、マレーシア投資庁副長官を我が方のコンサルタントとして、Triangle of Hope 投資促進イニシアティブ(技術協力プロジェクト)を実施。 ・ 中南米地域: 共通の言語(スペイン語)というメリットを活かし、周辺諸国の専門家を活用した南南協力の実施。また、日系人専門家の活用による南南協力。
その他	
上記に取り組むにあたって、JICA-NET及び世銀の東京ラーニングセンター(TDLC)等のITインフラ・技術を活用する	現時点で55か国にJICA-NETを設置し、世銀のGDLNとの相互利用も行いつつ、集団研修コースや遠隔セミナー等を実施している。2006年実績では、3,021件、51,860人が遠隔講義・セミナー・会議に利用している。

III. 公共財政管理制度の改善

具体的措置 5	
公共財政管理分野の能力開発を支援する。様々なリソースを活用し、パートナー国の公共財政管理能力向上のための能力開発を支援する。例えば、	(1) 世銀等が実施するCFAA(country financial accountability assessment)やPEFA(public expenditure and financial accountability)が実施するPMF(Performance Measurement Framework)等に適宜参加。

<p>世銀等が実施する CFAA (country financial accountability assessment) や PEFA (public expenditure and financial accountability) が実施する PMF (Performance Measurement Framework) 等に積極的に参加し、共有する。</p>	<p>(2) ラオス：世銀の PRSO に協調融資を行い、公共支出管理強化等を支援。また、公共投資プログラムの運営管理能力向上を支援中。</p> <p>(3) カンボジア：公共財政管理制度改革 PBA の枠組みの中で歳入強化のための技術協力を実施。</p> <p>(4) ベトナム：PRSC の一環で、公共財政管理制度改革を支援中。</p> <p>(5) モンゴル：税務行政強化及び会計・監査機能向上のための技術協力を実施中。</p> <p>(6) タンザニア：公共財政管理制度改革の一部を支援中。</p>
<p>具体的措置 6：援助予測性を向上させる。以下に最大限努力する。</p>	
<p>(1) マクロレベルの措置：パートナー国或いは特定セクターへの援助資金のフロー見通しに関する情報の共有。</p>	<p>現在、国別レベルの援助資金フローについて、現地 ODA タスクフォース・ベースで、ノンコミットルベースで関連情報を適宜提供している。(モザンビーク、タンザニア)</p>
<p>(2) メソレベルの措置：将来の事業実施見通しに関する情報の共有。</p>	<p>一部の国別ローリングプラン策定対象国については、現地 ODA タスクフォース・ベースで同ローリングプランをノンコミットルベースでパートナー国政府と共有することによって、将来の事業実施見通しを示している。</p>
<p>(3) ミクロレベルの措置：(プロジェクト実施について合意に達した案件については) 案件開始前に速やかに個別プロジェクトの事業予算の通報。</p>	<p>(1) 技術協力プロジェクト、開発調査については、現地 ODA タスクフォース・ベースで、ノンコミットルベースで関連情報を提供している。</p> <p>(2) 多年度にわたる無償案件(国債案件)については、E/N 締結時に多年度にわたる協力期間中の供与上限額を通知している。</p> <p>(3) 有償資金協力については、個別プロジェクトの多年度にわたる供与額を通知している。</p> <p>(4) パートナー国政府が策定するドナーからの支援に関するデータベースに対し予算計画を含むプロジェクト情報を提供している。(カンボジア、モザンビーク)</p>

IV. アンタイド化

具体的措置 7	
DAC「LDC アンタイド化勧告」を引き続き遵守する。	我が国は、2001年に採択されたDAC「LDC アンタイド化勧告」の実施努力に取り組み、目標数値を達成している。(DACの目標数値は60%であるが、我が国の2005年実績では86%のアンタイド化を達成している。)

V. 援助手続きの改善

具体的措置 8	
借款分野における援助効果向上のための作業を一層推進する。調達、公共財政管理等において、世界銀行、地域開発銀行等との間で手続きの調和化を進める。	<p>ベトナム、インドネシア、フィリピンで世銀、アジア開発銀行他と、セネガル、モザンビーク、タンザニアで世銀、アフリカ開発銀行他との調和化に取り組んでいる。</p> <p>(1) ベトナム：5バンクス（JBIC、世銀、アジア開発銀行、フランス開発庁、ドイツ復興金融公庫）・イニシアティブにより、調達ガイドラインや環境社会配慮ガイドラインといった規定の見直し、公共・民間投資案件のフィージビリティ・スタディの共通化などに取り組んでいる。</p> <p>(2) フィリピン：比政府と世銀・ADB・JBICの3ドナー間で、調達施行細則の共通化、国内競争入札の標準入札書類（資機材及び土木工事）の共通化を行い、調達マニュアルを作成した。また、世銀、ADB、USAID、AusAIDとの間で、財務報告書及び監査報告書の共通化につき議論を開始した（07年3月）ことに加え、3ドナー（世銀・ADB・JBIC）間では、実施機関の財務分析結果の共有を現在検討中。</p> <p>(3) インドネシア：開発政策借款を通じ、世銀・ADBとの協調の下、財政管理強化、透明性確保等のモニタリング及び支援を実施。 また、世銀・ADBとの間で国内競争入札書類の調和化を検討中。</p> <p>(4) セネガル、モザンビーク及びタンザニア：我が国とアフリカ開発銀行とのEPSA/ACFA協調融資において、アフリカ開発銀行の調達ガイドラインの共有化等手続きの調和化に取り組んでいる。</p> <p>(5) タンザニア：我が国の世銀PRSCへの協調融資を通じて世銀含め他13ドナーと共に一般財政支援を実施し、タンザニア政府の公共調達・公共財政管理等の手続きへの整合化を図っている。</p>

具体的措置 9	
<p>贈与分野における援助手続き合理化に最大限努力する。</p>	<p>(1) 技術協力では、技術協力協定及び包括口上書の締結国を拡充することによって、援助手続きの合理化を推進している。また、ファストトラック制度を導入し、援助案件の要請から本格実施までの期間短縮を進めている。</p> <p>(2) 無償資金協力では、2006年度より、防災・災害復興支援無償を導入し、事前の調査を簡略化して、災害直後から本格的な復興支援までの切れ目のない支援を迅速かつ柔軟に行うこととしている。</p>
具体的措置 10	
<p>わが国 ODA を供与する際に、将来的にはドナーのスタンダードに見合っ援助することが可能と思われる調達、公共財政管理、モニタリング報告等の country system を有する国及び当該 country system に関しては、制度改善及び人材育成等の能力開発を支援する。</p>	<p>(1) ベトナム：世銀 PRSC 協調融資の一環で、公共財政管理制度改革を支援中のほか、越政府の ODA 運営管理能力を向上させるための CCBP (包括的能力構築プログラム) を他ドナーと協力して形成・実施。また ODA 運営管理にかかる技術協力として、IT 活用による業務効率化、プロジェクト計画立案能力向上、ODA 手続き普及を支援中。</p> <p>(2) インドネシア、フィリピン、ベトナム：同国政府の調達制度の改善のための助言を行っている。</p> <p>(3) ラオス：世銀の PRSO に協調融資を行い、公共支出管理強化等を支援。また、公共投資プログラムの運営管理能力向上を支援中。</p> <p>(4) カンボジア：公共財政管理制度改革 PBAs の枠組みの中で歳入強化のための技術協力を実施。</p> <p>(5) モンゴル：税務行政強化及び会計・監査機能向上のための技術協力を実施中。</p> <p>(6) タンザニア：公共財政管理制度改革プログラムの一部を支援中。</p>
具体的措置 11：調査団の数及び二国間ベースの会議の回数の削減を図る。	
<p>(1) 国際機関をはじめとする他ドナーの既存の基礎的な調査成果物の共有の徹底、案件形成における現地への権限委譲を進めることにより、TOR の重複する調査団の派遣を回避する。</p>	<p>援助実施機関 (JICA) につき、人員、予算、権限面で在外強化を進めている。それによって、調査団数の削減等の効果が現れている。</p> <p>(注) 個別案件の事前調査、評価等を目的とし、ドナー合同で行う必然性のない調査団派遣については、調査団の TOR を明確化した上で、引き続き日本単独で調査団を派遣している。</p>

<p>(2) 同一テーマについては、複数の機関合同の調査団派遣の可能性も検討する。</p>	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • バングラデシュ：保健セクター（HNPS）の母子保健合同年次評価への参加。民間セクター開発支援プロジェクト（PSDSP）合同プロ形ミッション（世銀、DFID、EU、CIDA、日本）への参加。 • パキスタン：地震災害支援のためのニーズアセスメント調査に、国連機関、世銀、ADB とともに参加。 • ザンビア：地方分権化実施への支援に向けての7援助機関による合同調査に参加。 • ボリビア：保健分野で日米合同調査を実施。 • ホンジュラス：シャーガス病対策支援事業の評価を CIDA(カナダ国際協力庁)等の他ドナーと合同化推進。 • グアテマラ：シャーガス病対策プロジェクト合同評価（米州保健機構／世界保健機構－JICA）。
---	--

VI. 開発成果マネジメントの強化

具体的措置 1 2	
<p>今後、策定予定の国別援助計画については、試行的に成果主義を導入する。（例：当該国の開発目標の中で特に我が国が追求すべき開発目標を明確にし、そのために必要な援助の重点分野、重点項目を検討していく。）</p>	<p>2006 年に策定した国別援助計画の策定要領では、成果目標の明確化や、集中と選択をすすめるための重点分野の明確化を目指す方針を明記している。</p>
具体的措置 1 3	
<p>パートナー国の成果重視によるモニタリング・フレームワーク（result-based monitoring framework）に基づき、現地レベルにおけるわが国 O D A の案件の実施状況のレビューを強化する。</p>	<p>(1) 国別援助計画策定国を対象に、現地 ODA タスクフォースによるレビュー制度の導入を試行的に進めている。</p> <p>(2) パートナー国が適切な援助成果管理を行うための基礎となる統計能力強化のための支援を行っている主な事例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • カンボジア 政府統計能力向上のためのバイ及びマルチの支援 • ベトナム 生産統計整備支援

	<ul style="list-style-type: none"> • ミャンマー 中央統計局の能力強化に関する技術協力 • タンザニア 国家統計局のデータ提供能力強化に関する技術協力 • ボリビア 国立統計院の能力強化に関する技術協力及び見返り資金投入
--	---

VII. 援助の政策立案・実施体制強化

具体的措置14：パートナー国における援助効果向上ニーズに柔軟に対処するため、以下について最大限努力する。	
(1) 東京サイド・現地サイドの業務効率向上を図る。既存業務を見直し、整理・統合・合理化を図る。	(1) 2008年10月にJICAとJBICが統合され、新JICAが技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に実施することが決定。これに伴い、統合／簡素化された業務フローの確立により、業務の合理化を進めている。
(2) 中期政策における現地ODAタスクフォース強化方針やJBIC・JICAの現地機能強化（含む、特に重点国において現地ドナーコミュニティで積極的に関与できるよう専門的知識やコミュニケーションスキルを備えた人材の配置）に引き続き取り組んでいく。	<p>(1) 大使館、JBIC、JICA事務所への赴任者に対する赴任前研修を強化している。現地ODAタスクフォース人員能力強化のための遠隔会議方式の研修セミナーを実施している。また、PRSP、モニタリング・システム強化、公共財政管理分野を担当する要員を主要国に派遣している。</p> <p>(2) 援助協調の盛んなアフリカ5ヶ国（ウガンダ、エチオピア、ガーナ、スーダン、モザンビーク）の在外公館に、2006年中に援助協調を専門に行う経済協力調整員を配置した。</p>

(Reference documents)

1. 「援助効果向上のためのわが国の行動計画」 (<http://www.mofa.go.jp/policy/oda/category/coordinate/action.pdf>)
2. わが国におけるローマ調和化宣言の実施状況 (Implementing the Rome Agenda in Japan's ODA (Self-reporting of Japan submitted to the Paris HLF) (<http://www.mofa.go.jp/policy/oda/category/coordinate/agenda0503.pdf>))

(了)